

3. 社会的状況

(1) 地域の社会的状況に係る項目

1) 人口及び産業の状況

ア 人口

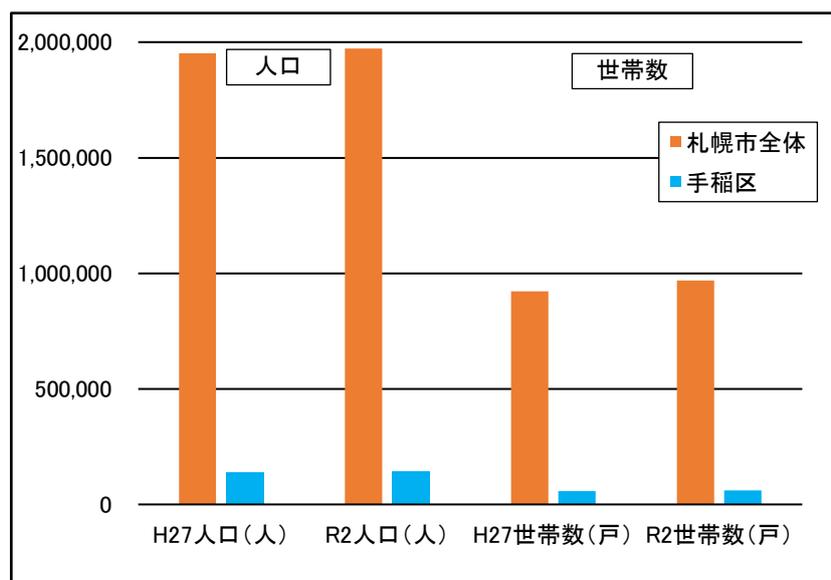
札幌市、手稲区、手稲山口地区における平成 27 年から令和 2 年の人口及び世帯数の推移を、表 3-3-1 及び図 3-3-1 に示す。

札幌市及び手稲区の人口及び世帯数はいずれも増加しているが、手稲山口地区では減少している。

表 3-3-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月現在）

地区	年度	平成27年		令和2年	
		人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)
札幌市全体		1,952,356	921,837	1,973,395	969,161
手稲区		140,999	57,333	142,625	61,080
山口		654	162	601	162

出典：「国勢調査 人口等基本集計」（平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月、e-Stat）
「国勢調査 小地域集計」（平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月、e-Stat）



出典：「国勢調査 人口等基本集計」（平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月、e-Stat）
「国勢調査 小地域集計」（平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月、e-Stat）

図 3-3-1 人口及び世帯数の推移

イ 産業構造の推移

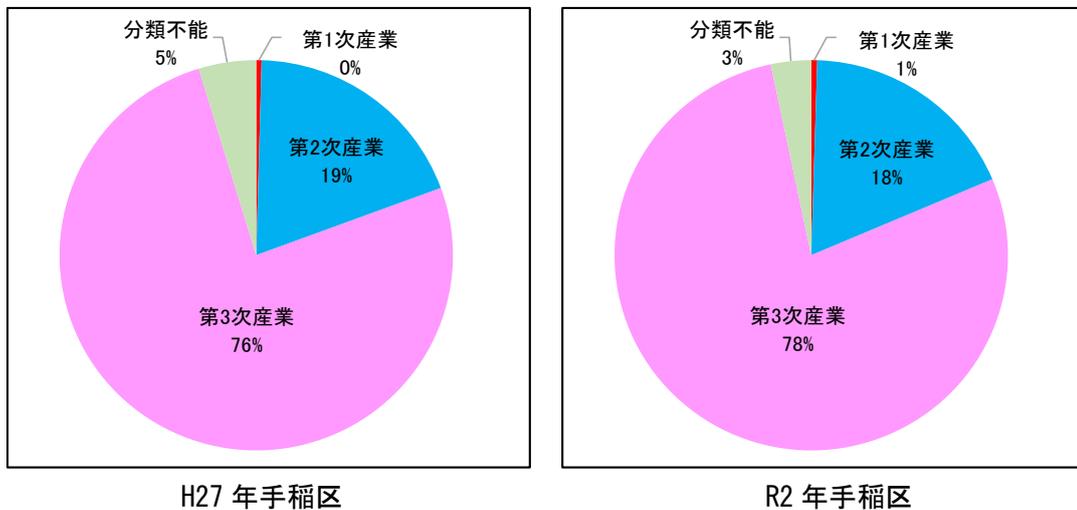
札幌市、手稲区、手稲山口地区における平成 27 年から令和 2 年の産業別就業者数の推移を、表 3-3-2 及び図 3-3-2 に示す。

札幌市、手稲区は、第 3 次産業の占める割合が 8 割程度と最も高い状況である。

表 3-3-2 産業別就業者数の推移（各年 10 月 1 日現在）

地区	年度	産業区分	平成27年		令和2年	
			就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
札幌市全体		第1次産業	3,790	0.4	3,983	0.5
		第2次産業	118,503	14.0	115,924	13.7
		第3次産業	645,868	76.5	697,967	82.5
		分類不能	76,152	9.0	28,079	3.3
		合計	844,313	100.0	845,953	100.0
手稲区		第1次産業	256	0.4	288	0.5
		第2次産業	11,164	19.0	10,757	18.1
		第3次産業	44,659	75.9	46,272	78.1
		分類不能	2,781	4.7	1,959	3.3
		合計	58,860	100.0	59,276	100.0
手稲山口			260	0.4	266	0.4

出典：「国勢調査 就業状態等基本集計」（平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月、e-Stat）
「国勢調査 小地域集計」（平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月、e-Stat）



出典：「国勢調査 就業状態等基本集計」（平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月、e-Stat）
「国勢調査 小地域集計」（平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月、e-Stat）

図 3-3-2 産業別就業者数の推移

2) 土地利用の状況

ア 行政区画

事業実施区域は図 3-3-3 のとおり、札幌市手稲区手稲山口に位置している。

また、事業実施区域の周辺には表 3-3-3 のとおり、5 町内会、8 自治会とその連合体である山口団地連合自治会がある。

事業実施区域は、山口東町内会に位置している。

表 3-3-3 事業実施区域及びその周辺における町内会

町内会名	加入世帯数(世帯)	班数(班)
山口東町内会	23	4
山口西町内会	35	5
曙第21町内会	191	14
曙第29町内会	1,118	79
曙第31町内会	58	6

町内会名	加入世帯数(世帯)	班数(班)
山口団地A自治会	101	10
山口団地B自治会	89	5
山口団地C自治会	115	10
山口団地D自治会	134	8
山口団地E自治会	103	8
山口団地F自治会	84	6
山口団地G自治会	99	9
山口団地H自治会	125	12
合計 (山口団地連合自治会)	850	68

出典：札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部「札幌市町名・住居表示実施区域図」(令和5年10月)

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課「マチトモ Navi」

イ 現況土地利用

(7) 現況土地利用状況

札幌市における地目別土地利用面積を、表 3-3-4 及び図 3-3-4 に示す。

札幌市は大都市であるが、南西部に山林が多いために山林の割合が 57%と高く、次いで宅地が 13%となっている。

表 3-3-4 地目別土地利用面積

区分	札幌市全体	
	面積(km ²)	割合(%)
田	1.14	0.10
畑	37.04	3.30
宅地	150.97	13.46
鉱泉地	0.00	0.00
池沼	0.05	0.00
山林	639.17	57.00
牧場	0.55	0.05
原野	48.89	4.36
雑種地	85.38	7.61
その他	158.07	14.10
総面積	1,121.26	100.00

地目別面積：令和4年度

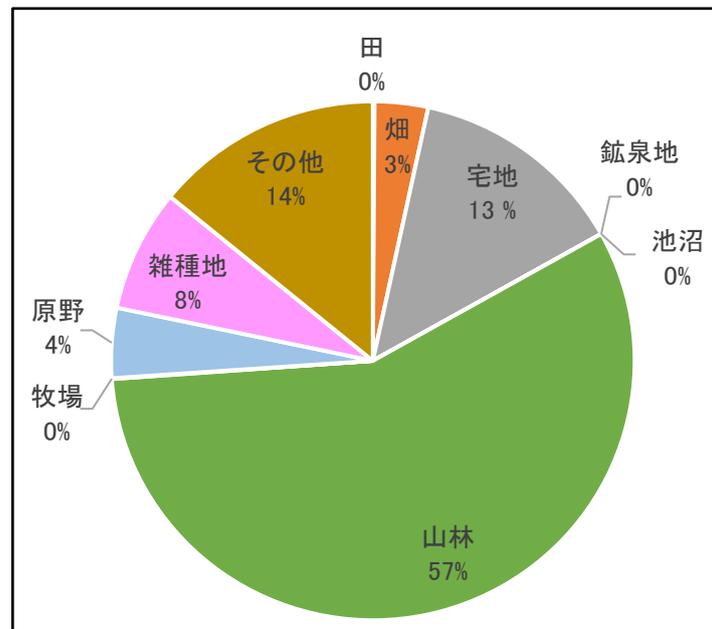
総面積：令和6年7月1日現在

注1：地目別面積は、1月1日現在のため、総面積とは一致しないことがある。

注2：「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等である。

注3：「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

出典：「令和6年 北海道統計書」（令和6年3月、北海道総合政策部）



注：各項目の割合は四捨五入されているため、合計が 100%にならない場合がある。

出典：「令和6年 北海道統計書」（令和6年3月、北海道総合政策部）

図 3-3-4 地目別土地利用面積

(イ) 都市計画法上の地区計画等の状況

札幌市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況を、表 3-3-5 に示す。

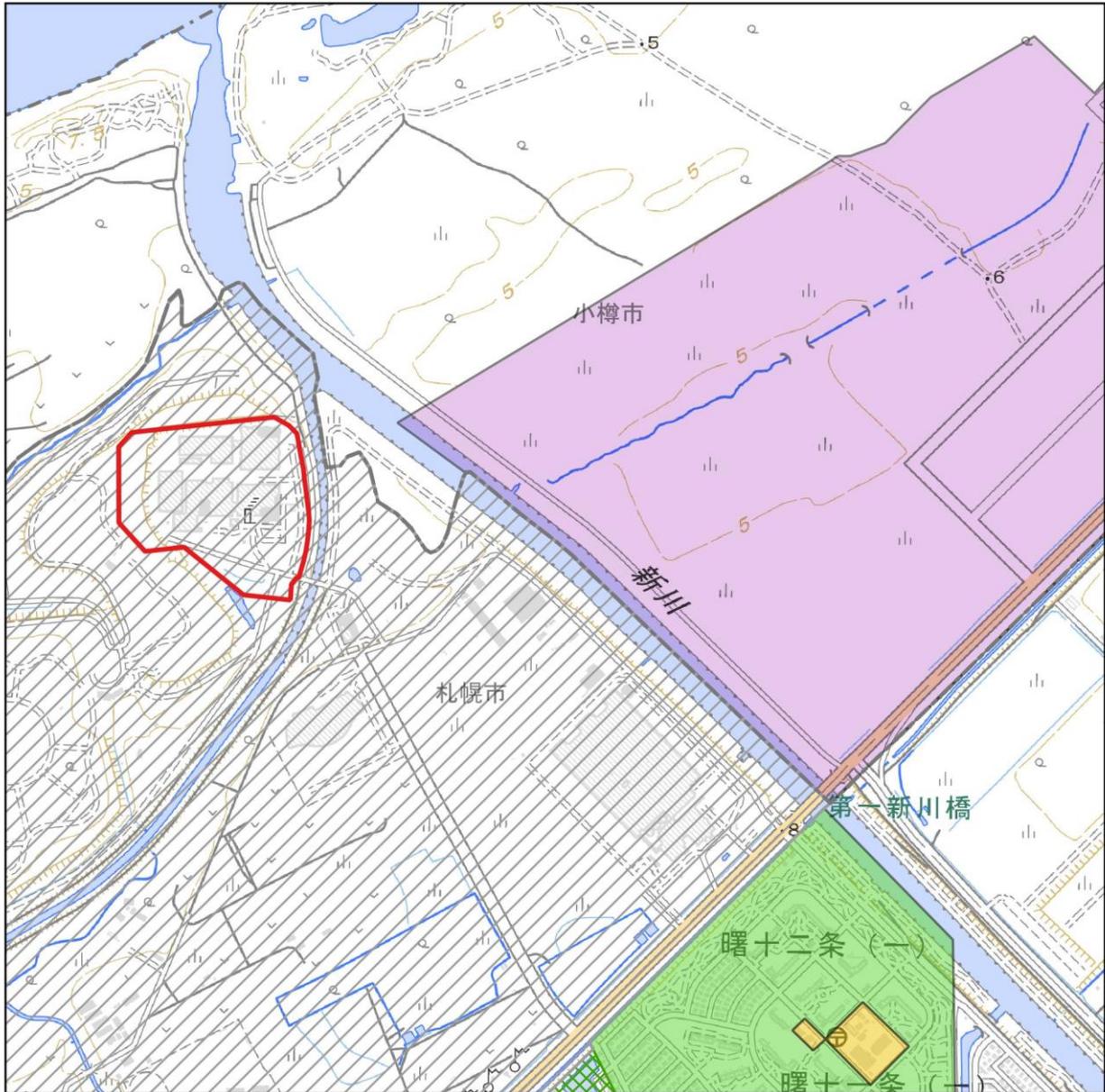
事業実施区域は市街化調整区域に位置しており、周辺地域の用途地域の指定状況を図 3-3-5 に示す。

事業実施区域周辺の地区計画は、特に定められていない。また、「地域地区 用途地域」、「区域区分」（令和 5 年 10 月 6 日、小樽市建設部都市計画課）及び「石狩市の都市計画 資料集」（令和 6 年 4 月、石狩市建設部建設総務課）によると小樽市及び石狩市では、事業実施区域周辺の地区計画は、特に定められていない。

表 3-3-5 地目別土地利用面積

用途地域の種類		札幌市全体			
		面積(km ²)	割合(%)		
都市計画区域	市街化区域	第1種低層住居専用地域	8,186	14.22	
		第2種低層住居専用地域	475	0.82	
		第1種中高層住居専用地域	1,386	2.41	
		第2種中高層住居専用地域	2,576	4.47	
		第1種住居地域	4,426	7.69	
		第2種住居地域	485	0.84	
		準住居地域	1,156	2.01	
		近隣商業地域	2,647	4.60	
		商業地域	831	1.44	
		準工業地域	2,264	3.93	
		工業地域	364	0.63	
		工業専用地域	238	0.41	
		合計		25,034	43.47
		市街化調整区域		32,550	56.53
総面積		57,584	100.00		

出典：札幌市まちづくり政策局都市計画部「用途地域」（令和 5 年 10 月 13 日時点）
 札幌市まちづくり政策局都市計画部「都市計画区域、市街化区域・調整区域
 第7回見直し」（令和 3 年 3 月 23 日）



凡例

事業実施区域

市町村界

札幌市都市計画区域

市街化調整区域

第一種中高層住居専用地域

第一種低層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

小樽市都市計画区域

準工業地域



1:12,500



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「都市計画情報サービス」(札幌市まちづくり政策局都市計画部)
「小樽市都市計画閲覧サービス」(小樽市建設部都市計画課)
「石狩市暮らしマップ 都市計画」(石狩市建設部建設総務課)

図 3-3-5 都市計画区域、用途地域の指定状況図

3) 河川、湖沼、地下水の利用状況

ア 水域利用の状況

(7) 河川、湖沼等公共用水域の利用状況

事業実施区域の周辺における河川等の親水地区については、「普通河川水利権調書」（平成13年3月、（社）北海道土木協会）及び「一級水系水利権調書」（平成13年11月、（社）北海道土木協会）によると、水遊び場などとして整備されていない。

イ 利水の状況

(7) 河川の利水の状況

事業実施区域周辺の河川水の利水状況については、水利権は設定されていない。

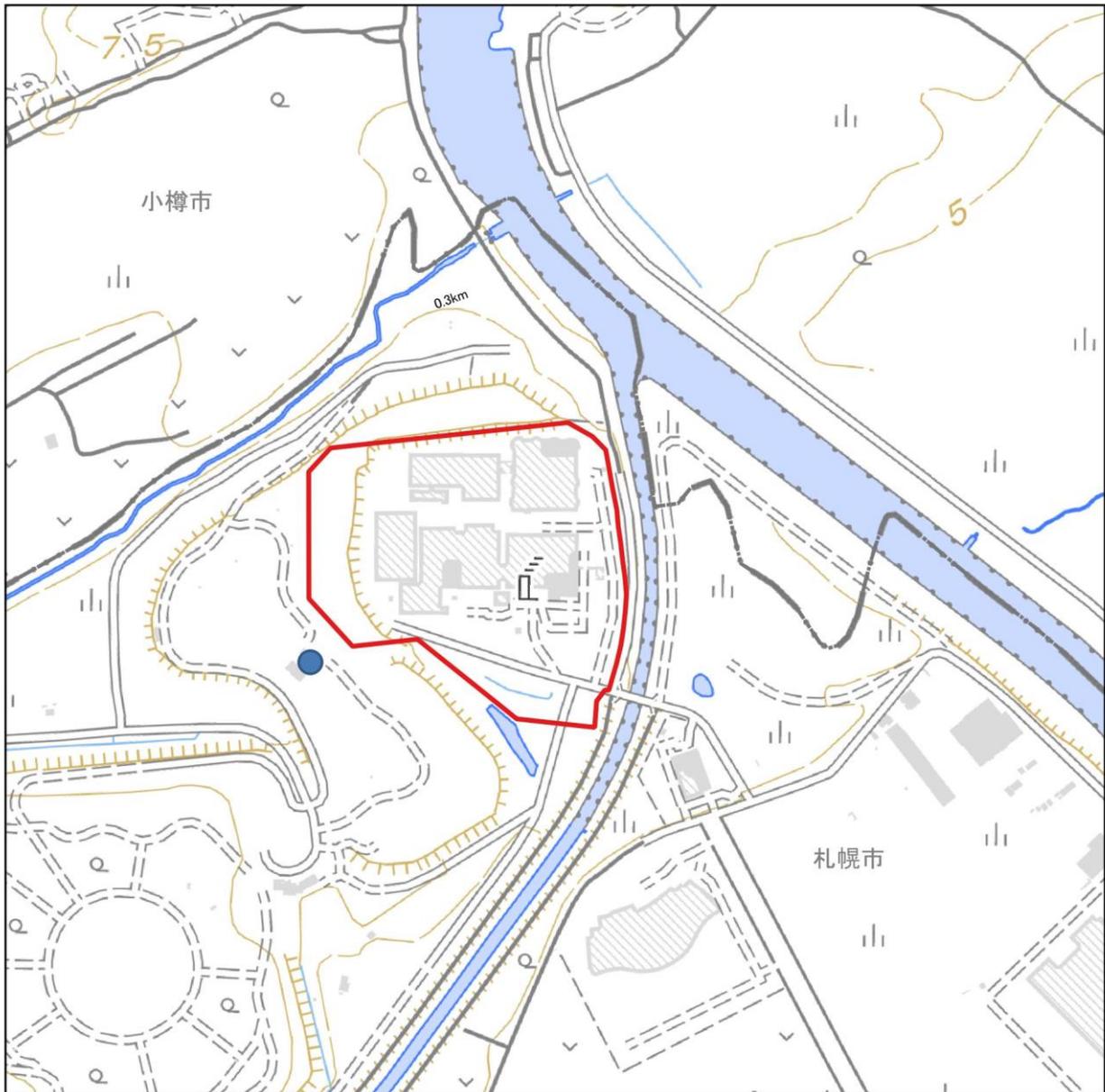
(イ) 地下水の利用状況

事業実施区域及びその周辺における札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく地下水採取事業場を、表 3-3-6 及び図 3-3-6 に示す。

表 3-3-6 札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく
地下水採取事業場届出状況

該当法令	届出事業場等の数 (地下水採取)
	事業実施想定区域及びその周辺
札幌市生活環境の確保に関する条例	1

出典：札幌市環境局環境都市推進部「揚水施設一覧」（令和4年10月現在）



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 札幌市生活環境確保の条例に基づく地下水採取事業場



1:7,500

0 100 200 300 m



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「揚水施設一覧」(令和4年10月時点、札幌市環境局環境都市推進部)

図 3-3-6 地下水の採取位置図

4) 交通の状況

ア 交通施設の分布

(7) 主な交通施設（道路、鉄道等）の分布

事業実施区域周辺の主な交通施設を、表 3-3-7 及び図 3-3-7 に示す。

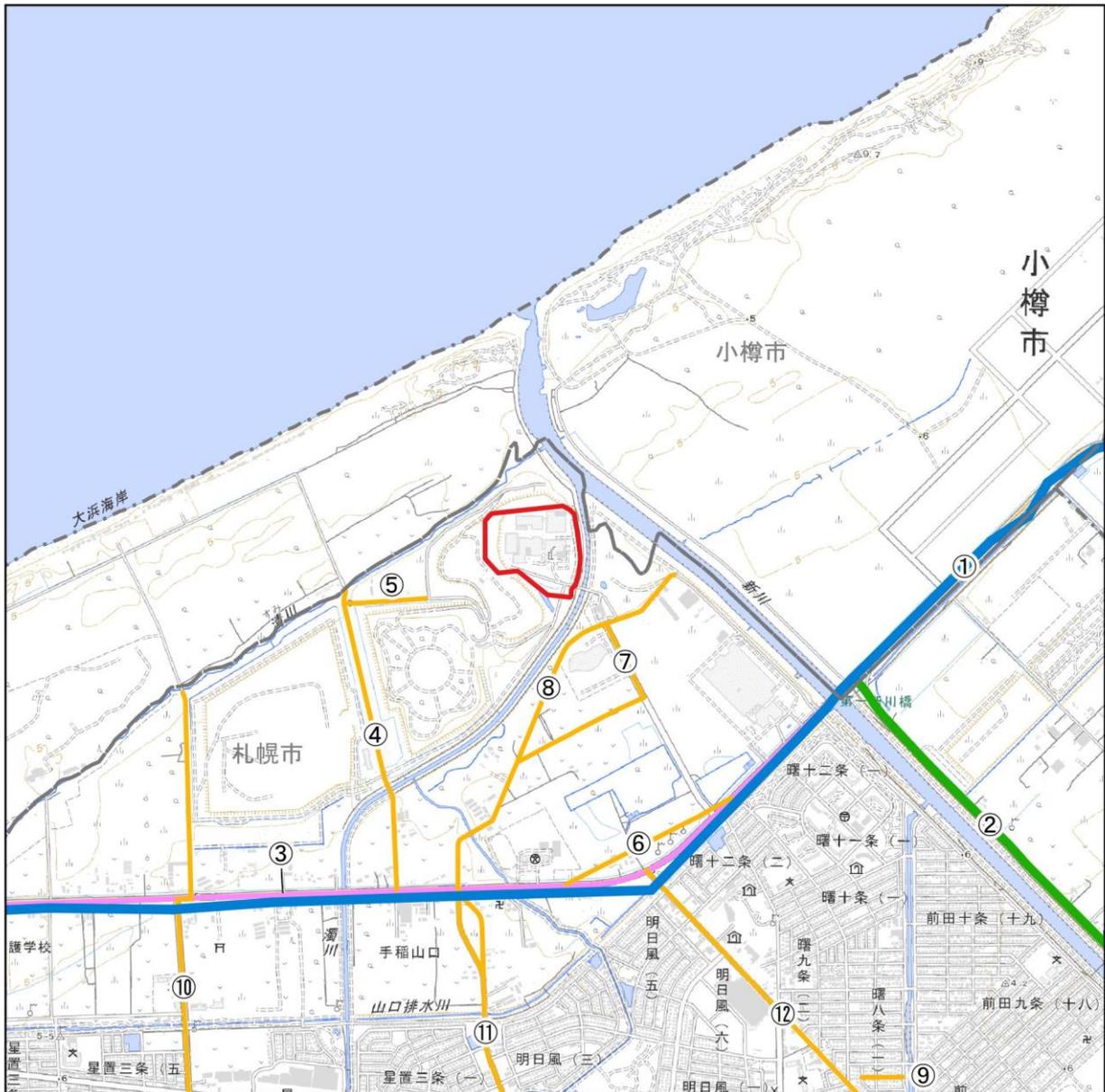
高速自動車国道については、小樽市から札幌市へ通じる札幌自動車道があり、国道については、手稲区から函館市へ通じる一般国道 5 号、小樽市・手稲区から千歳市へ通じる一般国道 337 号がある。道道については、主要道道前田新川線および一般道道小樽石狩線がある。また、市道については、山口墓地線、手稲山口バツタ塚線、山口東 1 号線、山口東 2 号線、山口東 3 号線、山口東 7 号線、星置 3 号線、曲長線及び稲山線がある。

表 3-3-7 事業実施区域周辺における交通施設

項目	区分	図中番号	路線名
交通施設	国道	①	一般国道337号
	道道	②	主要道道前田新川線
		③	一般道道小樽石狩線
	市道	④	市道山口墓地線
		⑤	市道手稲山口バツタ塚線
		⑥	市道山口東1号線
		⑦	市道山口東2号線
		⑧	市道山口東3号線
		⑨	市道山口東7号線
		⑩	市道星置3号線
		⑪	市道曲長線
		⑫	市道稲山線

出典：「都市計画区域、市街化区域・調整区域」第7回見直し（令和3年3月23日、札幌市まちづくり政策局都市計画部）

「札幌市認定路線網図」（令和5年10月、札幌市建設局総務部）



凡例

- | | | | |
|---|--------|---|------------|
|  | 事業実施区域 | ① | 一般国道337号 |
|  | 市町村界 | ② | 主要道道前田新川線 |
|  | 国道 | ③ | 一般道道小樽石狩線 |
|  | 主要道道 | ④ | 市道山口墓地線 |
|  | 一般道道 | ⑤ | 市道手稲山口バツ塚線 |
|  | 市道 | ⑥ | 市道山口東1号線 |
| | | ⑦ | 市道山口東2号線 |
| | | ⑧ | 市道山口東3号線 |
| | | ⑨ | 市道山口東7号線 |
| | | ⑩ | 市道星置3号線 |
| | | ⑪ | 市道曲長線 |
| | | ⑫ | 市道稲山線 |



1:25,000

0 0.25 0.5 0.75 1 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「都市計画区域、市街化区域・調整区域」第7回見直し（令和3年3月23日、札幌市まちづくり政策局都市計画部）
「札幌市認定路線網図」（令和5年10月、札幌市建設局総務部）

図 3-3-7 交通網図

(イ) 主要道路の交通量

事業実施区域周辺の市道では、交通量の調査は行われていない。

参考として、主要道路の交通量について、調査結果を表 3-3-8～表 3-3-9 に示す。

表 3-3-8 主要な交通施設の交通量（道路交通センサス）

路線名	札幌自動車道	一般国道5号		一般国道337号	主要道道 前田新川線	一般道道 小樽石狩線
地点名 年度	銭函IC～ 手稲IC	小樽市銭函 3丁目	手稲区稲穂 1条8丁目5	石狩市樽川 4条3丁目	手稲区前田 11条10丁目	石狩市新港南 2丁目
平成22年度	13,344	19,911	21,629	16,489	15,300	6,024
平成27年度	18,294	18,450	20,883	16,067	15,837	6,125
令和3年度	13,589	16,555	19,970	20,990	16,985	5,830

注1: 斜文字は、推定値である。

注2: 交通量の単位は、台/24時である。

出典：「平成 22 年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査箇所別基本表」（平成 24 年 12 月、国土交通省）

「平成 27 年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査箇所別基本表」（平成 29 年 6 月、国土交通省）

「令和 3 年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査箇所別基本表」（令和 5 年 6 月、国土交通省）

表 3-3-9 主要な交通施設の交通量（札幌市交通量調査）

路線名	主要道道 前田新川線	主要道道 石狩手稲線
地点名 年度	手稲区新川西 1条4丁目	手稲区前田 5条10丁目
平成12年度	25,148	19,814
平成17年度	23,619	18,858
平成22年度	—	—
平成27年度	22,179	—
平成29年度	23,265	—
平成30年度	—	—
令和元年度	22,790	—
令和3年度	25,597	16,461
令和4年度	—	—
令和5年度	—	15,959

注: 交通量の単位は、台/12時である。

出典：「札幌市の都市交通データブック」（平成 12 年度～令和 5 年度、札幌市）

5) 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

ア 環境保全の配慮が必要な施設の分布

(7) 学校の分布

事業実施区域の周辺における学校の分布状況を、表 3-3-10 及び図 3-3-8 に示す。

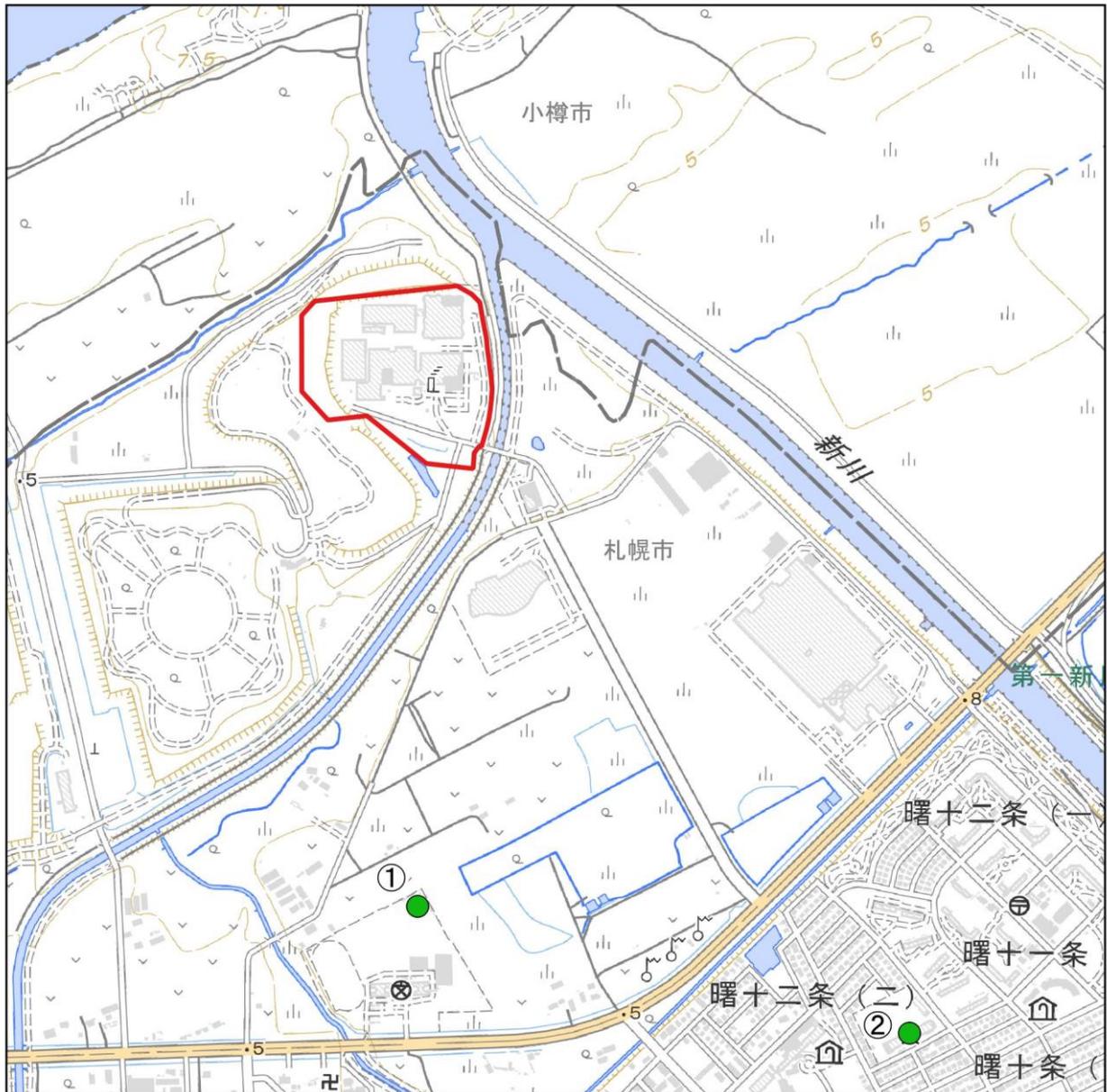
事業実施区域に最も近い「北海道札幌あすかぜ高等学校」は、敷地境界から約 910m の距離にある。

表 3-3-10 事業実施区域の周辺における学校

図中番号	区分	施設名	事業実施区域の敷地境界から最短距離
①	学校	北海道札幌あすかぜ高等学校	約910m
②	学校	札幌市立手稲山口小学校	約1,310m

出典：「市立学校・幼稚園一覧」（令和 6 年 12 月現在、札幌市教育委員会ホームページ）

「令和 6 年度（2024 年度）北海道学校一覧」（令和 6 年 12 月現在、北海道教育委員会ホームページ）



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 学校



1 : 12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「手稲区ガイド」(令和6年7月9日、札幌市手稲区)

図 3-3-8 学校の分布状況

(4) 医療施設の分布

事業実施区域周辺における医療施設の分布状況を、表 3-3-11 及び図 3-3-9 に示す。
事業実施区域に最も近い「札幌立花病院」は、敷地境界から約 1,210m の距離にある。

表 3-3-11 事業実施区域の周辺における医療施設

図中番号	区分	施設名	事業実施区域の 敷地境界から最短距離
①	病院	医療法人 福和会 札幌立花病院	約1,210m

出典：「医療機関名簿（手稲区）」（令和 6 年 12 月現在、札幌市保健福祉局保健所ホームページ）



図 3-3-9 医療施設の分布状況

(ウ) 社会福祉施設の分布

事業実施区域周辺における社会福祉施設の分布状況を、表 3-3-12 及び図 3-3-10 に示す。事業実施区域に最も近い施設はいずれも同じ敷地内に位置しており、敷地境界から約 1,210m の距離にある。

表 3-3-12 事業実施区域の周辺における社会福祉施設

図中番号	区分	施設名	事業実施区域の敷地境界から最短距離
①	介護施設	医療法人 福和会 グループホーム青空	約1,210m
②		医療法人 福和会 グループホーム朝風	約1,210m
③	老人福祉施設	医療法人 福和会 ケアハウス・スカイラーク	約1,210m
④	児童福祉施設	あかつき山口保育園	約1,340m

出典：「手稲区ガイド」（令和 6 年 7 月、札幌市手稲区）「福祉施設データ」（国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト）

「社会福祉法人一覧」（令和 6 年 12 月現在、札幌市保健福祉局保健所ホームページ）

「保育所・認定こども園等」（令和 6 年 12 月現在、札幌市子ども未来局ホームページ）



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 社会福祉施設



1 : 12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「福祉施設データ」(国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト)
「手稲区ガイド」(令和6年7月9日、札幌市手稲区)

図 3-3-10 社会福祉施設の分布状況

イ 住宅の配置

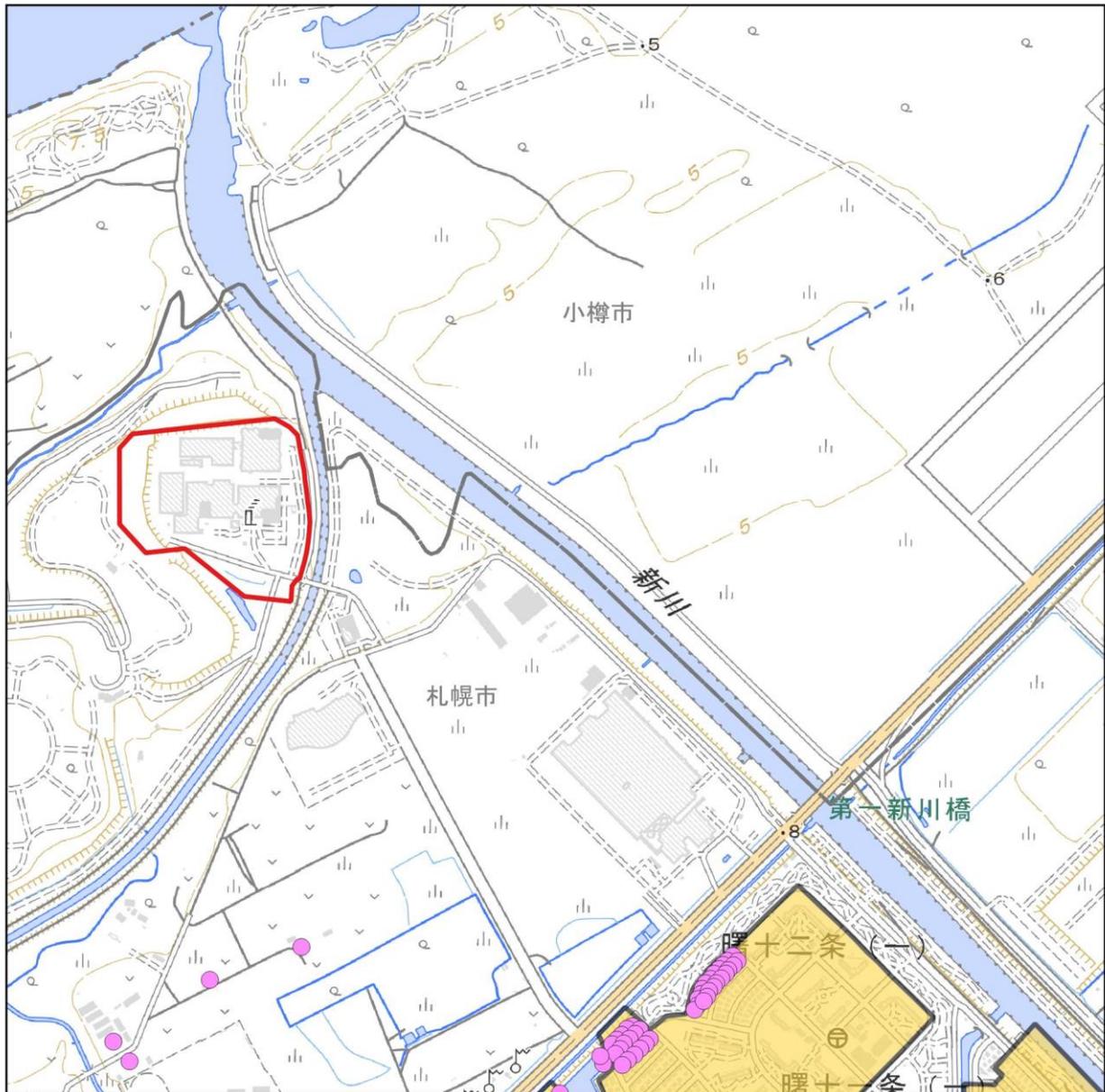
(7) 集落の分布状況

事業実施区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区（平成 26 年国勢調査 DID 区域）を図 3-3-11 に示す。

事業実施区域周辺においては、一般国道 337 号を挟んで南東側に住宅地がある。

(イ) 事業実施区域の周辺の人家

事業実施区域周辺における人家の分布状況を図 3-3-11 に示す。手稻山口地区に人家が分布し、さらに南方向の曙地区は住宅地となっている。



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 住居
- 人口集中地区
(平成26年国勢調査DID地区)



1:12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典 : 「住宅地図 札幌市手稲区」(令和4年6月、ゼンリン)
「人口集中地区データ」(国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト)

図 3-3-11 人口集中地区の分布状況

6) 下水道の整備の状況

ア 下水道の整備状況

札幌市、手稲区における下水道の整備状況及び処理人口を、表 3-3-13 に示す。また、事業実施区域及びその周辺内の下水道処理区域を図 3-3-12 に示す。

事業実施区域は下水道処理区域外であるが、敷地内には圧送管（汚泥）がある。

なお、「石狩市環境白書’ 23—令和 5 年度版—」（令和 6 年 3 月、石狩市環境市民部環境課）及び「第 2 次小樽市上下水道ビジョン」（令和元年 12 月、小樽市水道局）によると事業実施区域周辺に、小樽市及び石狩市の下水道処理区域はない。

表 3-3-13 下水道の整備状況及び処理人口

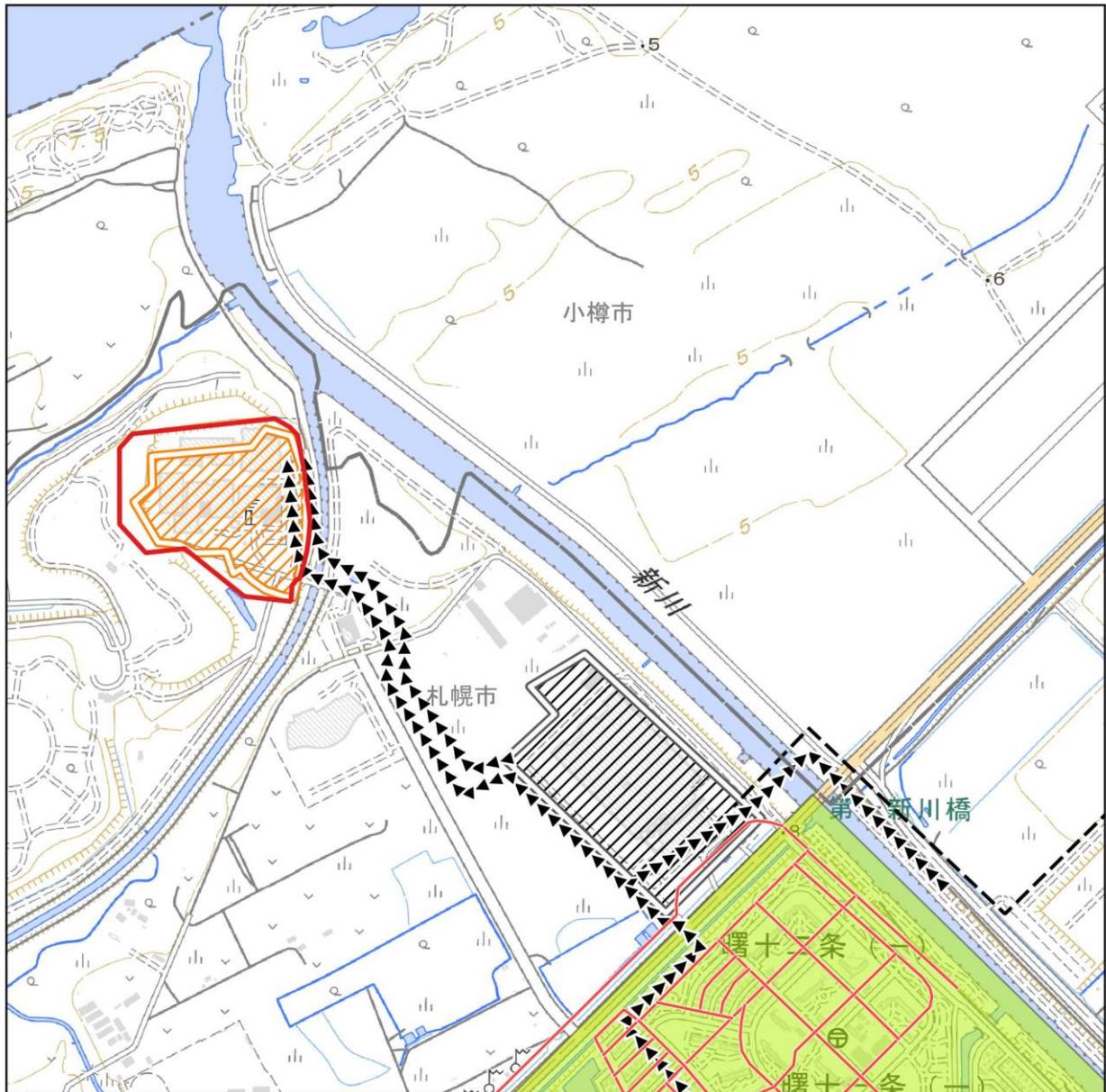
地区	管渠延長 (km)	総人口(A) (千人)	処理区域		
			面積 (ha)	人口(B) (千人)	普及率 (B)/(A)(%)
札幌市全体	8,316.2	1,973.0	24,818	1,969.4	99.8
手稲区	—	142.1	2,208	141.9	99.9

注1: 処理区域の数値は、令和5年3月31時点である。

注2: 総人口は、令和4年10月1日現在の人口である。

出典: 「札幌市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 4 月、札幌市市長政策室)

「札幌市下水道台帳情報提供サービス」(令和 6 年 8 月、札幌市下水道河川局事業推進部)



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 下水道処理区域
- 汚泥処理施設
- 水再生プラザ
- 合流管きよ(枝線)
- 圧送管(汚泥)
- 汚水拡充管きよ



1:12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「札幌市下水道台帳情報提供サービス」(令和6年8月、札幌市下水道河川局事業推進部)

図 3-3-12 下水道の整備状況